■2023年5月 水質検査結果(市内末端じゃ口)

全ての末端じゃ口において水質基準をクリアしており、水質管理目標設定項目についても良好な結果となっていました。

●水質基準項目(法令で基準値を守ることとされている項目)

No.	項目及び単位			明石川 浄水場系	鳥羽 浄水場系	西部 配水場系	魚住 浄水場系
NO.	()は法令で定められた基準値を示す			(大蔵海岸)	(船上浄化 センター)	(大久保分 署)	(二見浄化 センター)
	検 査 [5月10日	5月17日	5月24日	5月24日
-	水温	$^{\circ}$	-	18. 2	19.5	19.3	19.5
1	一般細菌	個/mL	(100以下)	0	0	0	0
2	大腸菌	MPN/100mL	(検出されないこと)	陰性	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	(0.003以下)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	水銀及びその化合物	mg/L	(0.0005以下)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム	mg/L	(0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	mg/L	(0.04以下)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
_	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	(10以下)	0.44	0.48	0.68	0.75
12	フッ素及びその化合物	mg/L	(0.8以下)	0.15	0.17	0.09	<0.08
	ホウ素及びその化合物	mg/L	(1.0以下)	0.1	0.2	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	mg/L	(0.002以下)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,4-ジオキサン	mg/L	(0.05以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	(0.04以下)	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
17	ジクロロメタン	mg/L	(0.02以下)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
18	<u>ファロロスァン</u> テトラクロロエチレン	mg/L	(0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
19	トリクロロエチレン	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン		(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		mg/L					
	<u>塩素酸</u>	mg/L	(0.6以下)	0.09	0.09	<0.06	<0.06
22	クロロ酢酸	mg/L	(0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	mg/L	(0.06以下)	<0.001	0.003	0.004	<0.001
	ジクロロ酢酸	mg/L	(0.03以下)	<0.003	<0.003	0.004	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	(0.1以下)	0.005	0.013	0.003	<0.001
	臭素酸	mg/L	(0.01以下)	0.0011	0.0015	0.0003	0.0004
	総トリハロメタン	mg/L	(0.1以下)	0.011	0.033	0.011	<0.001
28	トリクロロ酢酸	mg/L	(0.03以下)	<0.003	<0.003	0.004	< 0.003
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	(0.03以下)	0.001	0.006	0.003	<0.001
30	ブロモホルム	mg/L	(0.09以下)	0.005	0.011	0.001	<0.001
	ホルムアルデヒド	mg/L	(0.08以下)	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
	亜鉛及びその化合物	mg/L	(1.0以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	アルミニウム及びその化合物	mg/L	(0.2以下)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	鉄及びその化合物	mg/L	(0.3以下)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	銅及びその化合物	mg/L	(1.0以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	ナトリウム及びその化合物	mg/L	(200以下)	29	25	16	22
	マンガン及びその化合物	mg/L	(0.05以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	塩化物イオン	mg/L	(200以下)	33	46	31	43
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	(300以下)	69	80	46	61
	蒸発残留物	mg/L	(500以下)	170	170	110	220
	陰イオン界面活性剤	mg/L	(0.2以下)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	ジェオスミン	mg/L	(0.00001以下)		<0.000001	<0.000001	<0.000001
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	(0.00001以下)		<0.000001	<0.000001	<0.000001
	非イオン界面活性剤	mg/L	(0.02以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	フェノール類	mg/L	(0.005以下)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	(3以下)	0.6	1.3	0.6	0.2
47	pH値	(5.8以上8.6以下)		6.8	7.0	6.9	6.8
48		(異常でないこと)			異常なし	異常なし	異常なし
	臭気	(異常でないこと)		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	 色度	度	(5以下)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	濁度		(2以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
JI	/判区	区	(仏八)	`∪. I	`∪. I	\U. I	`∪. I

●水質管理目標設定項目(水質管理上留意すべき項目)

	只日在口际队代次日(小只日在上日	1/6/ / //	<u> </u>				
No.	項目及び単位			明石川 浄水場系	鳥羽 浄水場系	西部 配水場系	魚住 浄水場系
110.	() は法令で定められた目標値を示す			(大蔵海岸)	(船上浄化 センター)	(大久保分 署)	(二見浄化 センター)
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	(0.02以下)	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015
2	ウラン及びその化合物	mg/L	(0.002以下)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	(0.02以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
5	1,2-ジクロロエタン	mg/L	(0.004以下)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
8	トルエン	mg/L	(0.4以下)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	(0.08以下)	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
10	亜塩素酸	mg/L	(0.6以下)	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
12	二酸化塩素 (注1)	mg/L	(0.6以下)	_	-	-	-
13	ジクロロアセトニトリル	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
14	抱水クロラール	mg/L	(0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
15	農薬類		(1以下)	_	-	_	_
16	残留塩素	mg/L	(1以下)	0.6	0.5	0.5	0.4
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) (注2)	mg/L	(10以上100以下)	69	80	46	61
18	マンガン及びその化合物	mg/L	(0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	遊離炭酸	mg/L	(20以下)	4.5	3.6	3.8	5.5
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	(0.3以下)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
21	メチル- t -ブチルエーテル	mg/L	(0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	(3以下)	0.9	1.3	0.7	0.4
23	臭気強度(TON)		(3以下)	<1	<1	<1	<1
24	蒸発残留物 (注2)	mg/L	(30以上200以下)	170	170	110	220
25	濁度	度	(1以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
26	pH値 (注3)		(7.5程度)	6.8	7.0	6.9	6.8
27	腐食性(ランゲリア指数) (注3)	(-1程	度以上、極力0)	-1.8	-0.9	-2.1	-2.1
28	従属栄養細菌	個/mL	(2000以下)	<1	<1	<1	<1
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	(0.1以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	(0.1以下)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/L	(0.000050以下)	_	_	-	-

⁽注1) 浄水処理の消毒に使用していないため、検査を行いません。

⁽注2) 目標値を超える場合もありますが、これは水道原水に含まれている「ミネラル成分」などによる影響です。 なお、基準値は下回っており安心してご利用できます。

⁽注3) 水道管等に対する腐食の影響度を示すもので、「人の健康」や「水のおいしさ」等とは直接関係しません。